

各編間相関表

経営管理編		企業管理編		システム運用編		
記載箇所	遵守事項	記載箇所	遵守事項	備考	備考	
1.1 安全管理に関する法令の遵守	① 医療情報システムの安全管理に関する法令等を遵守すること。	5.2版のA項に関する前編を対策として新設				
	② 医療機関等で業務に従事する職員や関係するシステム関連事業者等に対して、医療情報システムに関する法令等を遵守させること。	5.2版のA項に関する前編を対策として新設	1. 管理体制	① 医療情報システムの管理に関する法令等について理解し、医療機関等の組織全体として法令等を遵守できるよう、必要な措置を講ずること。	1. 情報セキュリティの基本的な考え方	① 法令上求められる医療情報システムに関する要件等について、企業管理者の整理に基づいて、必要な技術的対応を抽出し、各システムの整備において措置を行うほか、必要な手順、資料の作成を行うこと。
			1. 管理体制	② 委託先の医療情報システム・サービス事業者（以下「委託先事業者」という。）等に対しても①に關して必要な措置を講ずるよう契約において求め、その対応状況を定期的に把握すること。委託先事業者が再委託を用いる場合も同様の対応を講ずること。		
			1. 管理体制	③ 医療機関等における法令の遵守状況について経営層に報告し、経営層の確認を取ること。また、遵守状況に応じて必要な改善措置を講ずること。		
			11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定	③ 非常時において、法令で求められる対応を事前に整理し、非常時に速やかに対応できる体制を講ずること。		
				④ 法令で署名又は記名・押印が義務付けられた文書において、記名・押印を電子署名に代える場合、以下の条件を満たす電子署名を行うこと。 1. 以下の電子証明書を用いて電子署名を施すこと (1) 「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を施すこと。なお、これはローカル署名のほか、リモート署名、立会人型電子署名の場合も同様である。 (2) 法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書については、以下の(a)～(c)のいずれかにより、医師等の国家資格の確認が電子的に検証できる電子署名等を用いること。 (a) 厚生労働省「保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運用に関する専門家会議」において策定された普適性・監査基準を満たす保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子証明書を用いて電子署名を施すこと。 保健医療福祉分野PKI認証局は、電子証明書内に医師等の保健医療福祉に係る資格を格納しており、その資格を証明する認証基盤として構築されている。したがって、この保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子署名を活用すると電子的な本人確認に加え、同時に、医師等の国家資格を電子的に確認することが可能である。 ただし、当該電子署名を施された文書を受け取る者が、国家資格を含めた電子署名の検証を正しくできることが必要である。 (b) 認定証事業者（電子署名法第2条第3項に定める特定証業務を行う者として主務大臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認定事業者（電子署名法第2条第2項の認定業務を行う者（認定証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いて電子署名を施すこと。 その場合、当該電子署名を施された文書を受け取る者が、医師等の国家資格の確認を電子的に検証でき、電子署名の検証を正しくできることが必要である。事業者（認定局あるいは立会人型電子署名の場合は電子署名サービス提供事業者をいう。以下「立」は、法令で定められた記名・押印の		
			14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名			
1.2 医療機関における責任	【説明責任】					
	① 医療情報システムの安全管理に関して、原則として文書化し、管理する体制を整えること。	5.2版第4の趣旨を踏まえて新設	4. 医療情報の安全管理において必要な規程・文書類の整備	① 医療機関等が医療情報システムの安全管理に関して定める各種方針等を実現するために必要な規程等の整備を行い、経営層の確認を取ること。		
			4. 医療情報の安全管理において必要な規程・文書類の整備	② 規程等に基づいて、医療情報の取扱いや医療情報システムの構築、運用を行うために必要な規程等の整備を行うこと。規定期は必要に応じて見直しを行うこと。		
			4. 医療情報の安全管理において必要な規程・文書類の整備	③ 医療情報システムの構築、運用における非常時の対応に必要なマニュアル類や各種資料の整備を担当者に指示し、確認すること。	2. システム設計・運用に必要な規程類と文書体系	③ 医療情報システムの維持及び運用に必要な手順を整備し、常に最新の状態を維持すること。
			4. 医療情報の安全管理において必要な規程・文書類の整備	④ 非常時における医療情報システムの運用に関するマニュアル類や各種資料の整備を担当者に指示し、整備状況を確認の上、経営層に報告すること。	2. システム設計・運用に必要な規程類と文書体系	④ 医療情報システムの利用者が適切に医療情報システムの利用ができるよう、マニュアル等の整備を行うこと。
1. 安全管理に関する責任・責務	【管理責任】					
	① 医療情報システムの安全管理に関する管理責任を適切に果たすために必要な組織体制を整備すること。	6.3C1-5 第10章	1. 管理体制	⑦ 患者等からの問い合わせに対応するために必要な医療情報システムの安全管理に関する窓口等を整備すること。		
	② 定期的な管理状況に関する報告を受けて状況を確認するとともに、組織内において監査を実施すること。	6.3C1-5 第10章	3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限	⑧ 医療情報の取扱いの安全性が確保できるよう、内部検査及び監査等の体制を構築すること。		
	③ 医療情報システムに関する安全管理を適切に維持するための計画を策定すること。	5.2版第5章の趣旨を踏まえて新設	10. 運用に対する点検・監査	④ 医療情報システムの取扱いの安全管理の状況を客観的に把握するために、定期的に、医療機関等内の企業管理者や担当者から独立した組織又は第三者による監査を実施すること。監査の実施に際しては、監査方針と監査計画を策定の上、経営層の確認を得ること。また、監査結果について、経営層に報告し、承認を得ること。監査結果における指摘事項を踏まえて、適宜管理の見直し等を図ること。		
			11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定	⑤ 医療機関等が定める非常時の定義とBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）との整合性を確認して対応方針を策定すること。		
			12. サイバー攻撃対策	⑥ サイバーセキュリティ事象による非常時対応が生じた場合には、その状況について、定期的に経営層に報告すること。また、当該事象を踏まえ、サイバーセキュリティ対応計画の検証・見直しを実施し、必要に応じて改善を行うこと。		
				② 規程等に基づいて、医療情報の取扱いや医療情報システムの構築、運用を行うために必要な規程等の整備を行うこと。規定期は必要に応じて見直しを行うこと。		
				④ 医療情報システムの取扱いの安全管理の状況を客観的に把握するために、定期的に、医療機関等内の企業管理者や担当者から独立した組織又は第三者による監査を実施すること。監査の実施に際しては、監査方針と監査計画を策定の上、経営層の確認を得ること。また、監査結果について、経営層に報告し、承認を得ること。監査結果における指摘事項を踏まえて、適宜管理の見直し等を図ること。		
				⑧ サイバーセキュリティ事象による非常時対応が生じた場合には、その状況について、定期的に経営層に報告すること。また、当該事象を踏まえ、サイバーセキュリティ対応計画の検証・見直しを実施し、必要に応じて改善を行うこと。		
				⑨ システム運用に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。特に医療情報システムの脆弱性（不正ソフトウェア対策ソフトウェアやサイバー攻撃含む）への対策に関する項目については、定期的に見直しを図ること。		
1. 2. 2 非常時における責						
【説明責任】	① 情報セキュリティインシデントが生じた場合、その原因や対策等について患者、関係機関等に説明する体制を速やかに構築すること。	6.10C5	5.2版4.1B(2)①の趣旨を加味	11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定	⑧ 非常時の事象が生じた場合、安全管理の状況を適宜把握し、経営層に報告すること。	
				11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定	⑨ 非常時の事象が生じた場合、関係者に対する説明責任等を果たすため、報告対応や広報対応を行うこと。	
				12. サイバー攻撃対策	① サイバーセキュリティに関する組織的対策、医療機関等の職員等や委託先事業者などの対策を検討し、整理すること。技術的な対応・措置については、担当者にリスク評価を踏まえた対策の検討を指示し、状況を確認すること。	
				12. サイバー攻撃対策	② サイバー攻撃を受けた（疑い含む）場合や、サイバー攻撃により障害が発生し、個人情報等の漏洩や医療サービスの提供に支障が生じる又はそのおそれがある場合であると判断した場合には、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（医政総発1029 第1号 医政発1029 第3号 医政研発1029 第1号 平成30年10月29日）に基づき、所管官庁への連絡等の必要な対応を行うほか、そのために必要な体制を整備すること。また、上記に関わらず、医療情報システムに障害が発生した場合も、必要に応じて所管官庁への連絡を行うこと。	

	【事後策を講ずる責任】	① 情報セキュリティインシデントが生じた場合、医療機関等内、システム関連事業者及び外部関係機関と協働して、インシデントの原因を究明し、インシデントの発生や経緯等を整理すること。	5.2版6.10B(4)の趣旨を踏まえて新設	11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		⑧ 非常時の事象が生じた場合、安全管理の状況を適宜把握し、経営層に報告すること。			
		② 情報セキュリティインシデントが生じた場合、その原因を踏まえた再発防止策を講ずること。	5.2版4.1B(2)②の趣旨を踏まえて新設	11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		⑩ 非常時の事象発生に伴い対応した内容について、事後検証を行い、その内容を経営層に報告し、承認を得ること。その検証結果や評価を、適宜、非常時の対応手順等に反映させること。	⑥ サイバーセキュリティ事象による非常時対応が生じた場合に情報交換等を行う関係者の情報をあらかじめ整理した上で、必要に応じて契約等を行うこと。（ここでいう関係者には、利用する医療情報システム・サービスのシステム関連事業者をはじめ、報告対象となる行政機関等、その他必要に応じて助言等の支援を求める外部関係者等が含まれる。）		
1.3 委託における責任	1.3.1 委託（第三者委託）における責任	① 医療情報システムの安全管理について、システム関連事業者に委託する場合は、法令等を遵守し、委託先事業者の選定や管理を適切に行うこと。	5.2版8.3の趣旨を踏まえて新設	1. 管理体制	7. 安全管理のための人的管理（従業員管理、委託先管理、教育・訓練、委託先選定・契約）	② 委託先の医療情報システム・サービス事業者（以下「委託先事業者」という。）等に対して①に関連して必要な措置を講ずるよう契約において求め、その対応状況を定期的に把握すること。委託先事業者が再委託を用いる場合も同様の対応をすること。	⑥ 外部保存の委託先事業者を選定する際は、少なくとも次に掲げる事項について確認すること。 a 医療情報等の安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備状況 b 医療情報等の安全管理に係る実施体制の整備状況 c 不正ソフトウェア等のサイバー攻撃による被害を防止するために必要なバックアップの取得及び管理の状況 d 実態等に基づき個人データ安全管理に関する信用度 e 財務諸表等に基づく経営の健全性 f フライバイマーク認定又はISMS認証を取得していること g 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」の「セキュリティクラウド認証等」に示す下記のいずれかの認証等により、適切な外部保存に求められる技術及び運用管理能力の有無 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP） ・JASA クラウドセキュリティ推進協議会CS 評価ドマーク ・米国 FedRAMP ・AICPA SOCC2（日本公認会計士協会 IT7 号） ・AICPA SOCC3（System Trust-WaTrust）（日本公認会計士協会 IT2 号） 上記認証等が確認できない場合、下記いずれかの資格を有する者による外部監査結果により、上記と同等の能力の有無を確認すること ・システム監査技術者 ・Certified Information Systems Auditor ISACA 認定	⑤ 外部の事業者との契約に基づいて医療情報を外部保存する場合、以下の対応を行うこと。重要度の高い委託の場合は、経営層に丁寧に報告し、承認を得ること。 － 保存した医療情報の取扱いに関して監督できるようにするため、外部保存の委託先事業者及びその管理者、電子保存作業従事者等に対する守秘義務に関する事項やその事項に違反した場合のペナルティを契約書等で定めること。 － 医療機関等と外部保存の委託先事業者を結ぶネットワークインフラに関しては、委託先事業者にも本がインフラを遵守させること。 － 総務省・経済産業省の定めた「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を遵守することを契約等で明確に定め、少なくとも定期的に報告を受ける等して遵守状況を確認すること。 － 外部保存の委託先事業者の選定に当たっては、システム関連事業者の情報セキュリティ対策状況を示した資料を確認すること。（例えば、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」における「サービス仕様適合確認書」の提供を求めて確認することなどが挙げられる。） － 外部保存の委託先事業者に、契約書等で合意した保存作業に必要な情報以外の情報を閲覧させないこと。 － 保存した情報（Cookie、匿名加工情報等、個人を特定しない情報を含む。本項において以下同じ。）を抽期で分析、解析等を実施してはならないことを契約書等に明記し、外部保存の委託先事業者に遵守させること。 － 保存した情報を外部保存の委託先事業者が独自に提供しないよう、契約書等で情報提供のルールについて定めること。外部保存の委託先事業者に情報の提供に係るアクセス権を設定する場合は、適切な権限を設定させ、情報漏洩や、誤った閲覧（異なる患者の情報を見せよう又は患者に見せてはいけない情報が見えてしまう等）が起こらないよう求めること。 ⑦ 医療情報の外部保存の実行先事業者との契約には、以下の内容を定めること。 － 委託元の医療機関等、患者等の許可なく保存を委託した医療情報を分析等の目的で取り扱わないこと。 － 保存を委託した医療情報の分析等は正当な目的の場合に限り許可されること。 － 匿名化した情報であっても、匿名化の妥当性の検証を行う、及び院内掲示等を使って取扱いをしている事実を患者等に知らせるなどして、個人情報保護に配慮した上で取り扱うこと。 － 保存を委託する医療機関等に患者がアクセスし、自らの記録を閲覧できるように仕組みを提供する場合は、外部保存の委託先事業者に適切なアクセス権を設定し、情報漏洩や、誤った閲覧（異なる患者の情報を見せよう又は患者に見せてはいけない情報が見えてしまう等）が起こらないように配慮すること。 － 情報の提供は、原則、患者が受診している医療機関等と患者との間での同意に基づいて実施すること。	
1.3.2 委託（第三者委託）における責任	1.3.2 委託（第三者委託）における責任	① 業務等を委託する場合には、委託する業務等の内容や責任範囲、役割分担等の責任分界を明確にし、認識の齟齬が生じないよう、書面等により可視化し、適切に契約等の取決めを実施し、保管すること。	5.2版4.2の趣旨を踏まえて新設	1. 管理体制	7. 安全管理のための人的管理（従業員管理、委託先管理、教育・訓練、委託先選定・契約）	② 委託先の医療情報システム・サービス事業者（以下「委託先事業者」という。）等に対して①に関連して必要な措置を講ずるよう契約において求め、その対応状況を定期的に把握すること。委託先事業者が再委託を用いる場合も同様の対応をすること。	⑨ 委託先事業者が契約に基づいて必要な対応を行っていることを定期的に確認するため、委託先事業者に報告を求めると。当該報告の結果、改善が必要である場合にはその旨を求めると。また委託先事業者からの報告内容については、経営層に報告し、承認を得ること。	⑨ 委託先事業者が契約に基づいて必要な対応を行っていることを定期的に確認するため、委託先事業者に報告を求めると。当該報告の結果、改善が必要である場合にはその旨を求めると。また委託先事業者からの報告内容については、経営層に報告し、承認を得ること。	⑨ 委託先事業者が契約に基づいて必要な対応を行っていることを定期的に確認するため、委託先事業者に報告を求めると。当該報告の結果、改善が必要である場合にはその旨を求めると。また委託先事業者からの報告内容については、経営層に報告し、承認を得ること。
1.4 第三者提供における責任	1.4 第三者提供における責任	① 医療情報を第三者提供する場合、法令等を遵守し、手続き等の記録等を適切に管理する体制を整備すること。	5.2版4.2.2の趣旨を踏まえて新設	2. 責任分界	5. 安全管理におけるエビデンスの考え方	① 医療機関等において生じる責任の内容を踏まえて、委託先事業者その他の関係者との間で責任分界に関する取決めを行うこと。また、重要な委託等に関する責任分界については、取決めに当たり、事前に経営層の承認を得ること。	① 医療情報システムの安全管理の状況を把握するために必要な証拠について整理し、当該証拠の整備について必要な対応を行うこと。	③ 第三者提供を行う際の責任分界については、技術的な内容と手続的な部分の役割分担を含めて取り決めること。	③ 第三者提供を行う際の責任分界について、企画管理者と協議の上で、医療機関等のリスク評価に促った範囲で、技術的な対応に関する責任分界の範囲を検討し、企画管理者に報告すること。
		② 医療情報を第三者提供する場合、医療機関等と第三者それぞれが負う責任の範囲をあらかじめ明確にし、認識の齟齬が生じないよう、書面等により可視化し、適切に管理すること。	5.2版4.2.2の趣旨を踏まえて新設	2. 責任分界		① 医療機関等内でリスクマネジメントが適切に実施されているかどうかを管理し、その状況を経営層に報告すること。また、リスクマネジメントに不備がある場合には、改善策を検討して必要な措置を講ずること。	② 医療情報システムで取り扱う医療情報及び関連する情報を全てリストアップし、安全管理上の重要度に応じて分類し、常に最新の状態が維持されていることを確認すること。	4. リスクアセスメントを踏まえた安全対策の設計	④ 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順等を作成し、運用すること。その際、情報漏洩による重要度を踏まえるほか、患者情報については、患者ごとに識別するような措置を講ずること。
		① 取り扱う医療情報に応じたリスク分析・評価を踏まえて、対応方針を策定し、リスク管理方針（リスクの回避・低減・移転・受容）を決	6.2C4	6. リスクマネジメント		① 医療機関等内でリスクマネジメントが適切に実施されているかどうかを管理し、その状況を経営層に報告すること。また、リスクマネジメントに不備がある場合には、改善策を検討して必要な措置を講ずること。	② 医療情報システムで取り扱う医療情報及び関連する情報を全てリストアップし、安全管理上の重要度に応じて分類し、常に最新の状態が維持されていることを確認すること。	4. リスクアセスメントを踏まえた安全対策の設計	④ 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順等を作成し、運用すること。その際、情報漏洩による重要度を踏まえるほか、患者情報については、患者ごとに識別するような措置を講ずること。
		② リスク分析を踏まえたリスク管理が必要な場面の整理や、対策として求められる体制やルール等の企画や整備、管理について、企画管	6.2C4	6. リスクマネジメント		③ 医療情報システムで取り扱う情報及び関連する情報に関するリストを作成し、必要に応じて速やかに確認できる状態を管理すること。	④ 安全性が損なわれた場合の影響の大きさに応じて医療情報システムで取り扱う情報及び関連する情報の安全管理上の重要度を分類すること。		④ システム運用

2.1 医療情報システムにおけるリスク評価の実施					6. リスクマネジメント		⑤ ②～④を踏まえて、リスク分析やリスク評価を、担当者と協議して行うこと。				4. リスクアセスメントを踏まえた安全対策の設計		① 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順等を作成し、運用すること。その際、情報種別による重要度を踏まえるほか、患者情報については、患者ごとに識別できるような措置を講ずること。
					11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		① 医療情報システムの安全管理に関して、非常時における対応方針と対応手順・内容の整理を行い、経営層の承認を得ること。対応方針は、非常時の定義のほか、通常時への復旧に向けた計画を含めること。				2. システム設計・運用に必要な規程類と文書体系		⑤ 非常時や情報セキュリティインシデントが生じた場合の手順等を作成し、企画管理者の承認を得ること。
											11. システム運用管理（通常時・非常時等）		① 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 ② 非常時機能が通常時に不適切に利用されないようにすること ③ もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 ④ 非常時用ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること。 ⑤ 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 ⑥ サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的/物理的に構成分離されたネットワークを整備すること。 ⑦ 重要なファイルは複数バックアップを複数方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が及ばない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。
2.2 リスク評価を踏まえた管理					11. 非常時（災害、インシデント、サイバー攻撃被害）対応とBCP策定		② 医療機関等が定める非常時の定義やBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）との整合性を確認して対応方針を策定すること。						
		③ 経営層の方針やリスク分析を踏まえ、具体的にシステム面からの最適なリスク管理措置を検討し、実装、運用するよう、企画管理者に指示すること。	6.2C4		リスク分析を踏まえた対応について新設	6. リスクマネジメント		⑥ 経営層がリスク評価を踏まえたリスク判断をする際に必要な資料を整理すること。					
2.2 リスク評価を踏まえた判断					6. リスクマネジメント		⑧ リスク評価の結果を経営層に報告し、承認を得ること。また承認を踏まえて各安全管理対策を講ずること。				4. リスクアセスメントを踏まえた安全対策の設計		① 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順等を作成し、運用すること。その際、情報種別による重要度を踏まえるほか、患者情報については、患者ごとに識別できるような措置を講ずること。
	2.2.1 リスク評価を踏まえたリスク管理	① リスク評価を踏まえ、医療情報の重要性や医療の継続性、経営資源の投入やリスク管理対策の実施の継続可能性等を鑑みて、リスク管理方針を決定すること。	6.2C4		リスク分析を踏まえた対応について新設	6. リスクマネジメント		⑧ リスク評価の結果を経営層に報告し、承認を得ること。また承認を踏まえて各安全管理対策を講ずること。			4. リスクアセスメントを踏まえた安全対策の設計		① 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順等を作成し、運用すること。その際、情報種別による重要度を踏まえるほか、患者情報については、患者ごとに識別できるような措置を講ずること。
		② リスク評価結果、リスク管理方針に関する説明責任を果たすこと。	6.2C4		リスク分析を踏まえた対応について新設	6. リスクマネジメント		⑦ リスク評価の結果、リスク管理の方針に関する説明責任に関する資料等を整理し、経営層が説明責任を果たすために必要な対応を行うこと。					② 事業者から技術的対策等の情報を収集すること。例えば、総務省・経済産業省の定めた「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」における「サービス仕様適合指示書」を利用することが考えられる。
		2.2.2 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS: Information Security Management System）の実践	① リスク管理方針を踏まえ、医療情報及び医療情報システムといった医療機関における情報資産のセキュリティに関する管理を、通常業務の一環として整え、ISMSを策定し、実施すること。	6.2C4	5.2版6.2.1の趣旨を踏まえて新設	6. リスクマネジメント		⑨ PDCAモデルに基づくISMS（Information Security Management System：情報セキュリティマネジメントシステム）を構築し、管理すること。また、ISMSが適切に実施されていることを確認し、経営層にその状況を報告すること。					
	2.2.3 リスク分析を踏まえた要求仕様適合性の管理	① 医療機関等のリスク管理方針に基づき、システム関連事業者が適切にリスク管理を実施し、医療機関等の要求仕様への適合性を確認し、管理すること。	6.2.3C4	—	6. リスクマネジメント		⑧ リスク評価の結果を経営層に報告し、承認を得ること。また承認を踏まえて各安全管理対策を講ずること。				4. リスクアセスメントを踏まえた安全対策の設計		① 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順等を作成し、運用すること。その際、情報種別による重要度を踏まえるほか、患者情報については、患者ごとに識別できるような措置を講ずること。 ② 事業者から技術的対策等の情報を収集すること。例えば、総務省・経済産業省の定めた「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」における「サービス仕様適合指示書」を利用することが考えられる。
3.1 統制	3.1.1 情報セキュリティ対策のための統制	① 統制の体系を理解し、医療機関等における情報セキュリティ対策に関する統制の実効性を確保するために必要な規程、管理体制等を整備するとともに、適切に統制が機能しているかを確認すること。	6.3CS第10款		統制についての記述は新設	1. 管理体制		④ 医療情報システムの安全管理に係る法令等が求める内容を把握した上で、対応策を整理すること。必要に応じて、システム運用担当者や具体的な対策について検討を求め、その結果を反映すること。					
						1. 管理体制		⑤ 組織における情報セキュリティ方針、医療情報の取扱いや保護に関する方針及び医療情報システムの安全管理に関する方針を策定し、経営層の承認を得ること。					
							3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限		⑥ ⑤で経営層の承認を得た方針を実施するために必要な体制、規程、技術的措置等の整備を行うこと。またこれらが適切に運用されているか確認すること。				
							4. 医療情報の安全管理において必要な規程・文書類の整備		⑦ ①～⑥までの対応においては、整備した内容を可視化できるようにすること。				
							4. 医療情報の安全管理において必要な規程・文書類の整備		① 医療機関等が医療情報システムの安全管理に関して定める各種方針等を実現するために必要な規程・文書類の整備を行い、経営層の承認を得ること。				
							4. 医療情報の安全管理において必要な規程・文書類の整備		② 規程等に基づいて、医療情報の取扱いや医療情報システムの構築、運用を行うために必要な規程類の整備を行うこと。規程類は必要に応じて見直しを行うこと。				
	3.1.2 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限	① 医療機関等の規程や組織構成、特性等を踏まえた統制の内容を検討すること。	6.3C1		—			① 医療機関等が医療情報システムの安全管理に関して定める各種方針等を実現するために必要な規程等を整備し、経営層の承認を得ること。					
		② 医療機関等において安全管理を直接実行する企画管理者を設置すること。	6.3C1		システム安全管理責任者から企画管理者へ変更	3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限		① 医療情報システムの安全管理の責任を担う者としての位置付け、その業務範囲と権限を明確にし、その内容について経営層の承認を得ること。					
							3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限		② 情報システム管理委員会等の組織が構成されている場合には、その業務内容、権限等の運営に関する規程等を策定し、経営層の承認を得ること。				
							3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限		③ 安全管理に関する技術的な対応を行う担当者を任命し、その業務内容、権限、業務上の義務等を明確にし、経営層の承認を得ること。				
3.1.2 医療情報システムにおける統制上の留意点						3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限		④ 非常時の対応を想定して、安全管理に必要な体制を構築すること。特に医療機関等において発生した情報セキュリティインシデントに対処するための体制として情報セキュリティ責任者（CISO）やCSIRTなどの要否を検討し、必要な措置を講じ、その結果を経営層に報告し、承認を得ること。					
						3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限		⑤ 法律上の対応を含め医療情報の漏洩等が生じた際の必要な体制の構築や手順の策定等の必要な措置を講じ、その結果を経営層に報告し、承認を得ること。					
3.2 設計	3.2.1 情報セキュリティ方針を踏まえた情報セキュリティ対策の整備	① リスク評価やリスク管理方針を踏まえて、情報セキュリティ方針を整備すること。	10C1(1)		—	1. 管理体制		⑤ 組織における情報セキュリティ方針、医療情報の取扱いや保護に関する方針及び医療情報システムの安全管理に関する方針を策定し、経営層の承認を得ること。					
		② 情報セキュリティ方針に基づき、自医療機関等の実態を踏まえて、実施可能な内容で、実効性のある、適切な情報セキュリティ対策を整備するよう、企画管理者に指示し、管理すること。	—		統制と6.6の趣旨を踏まえて新設	7. 安全管理のための人的管理（従業員管理、委託先管理、教育・訓練、委託先選定・契約）		② 個人情報の安全管理に関する職員への教育・訓練を採用時及び定期的に実施すること。また、教育・訓練の実施状況について定期的に経営層に報告すること。					
	③ 整備した規程類を適切に利用し、情報セキュリティ方針を遵守した対策が実施できるよう、通常時から情報セキュリティ対策に関する統制対象者すべてに対して定期的な教育・訓練を実施すること。	6.6C1(2) 6.10C2		—		3. 医療機関等における安全管理のための体制と責任・権限		⑥ 医療機関等内における医療従事者や職員等に対して、医療情報の安全な取扱いに必要な教育や訓練を講じるための体制を整備すること。					

			14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名									15. 電子署名、タイムスタンプ							
			14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名																
			15. 技術的な対策の管理									12. 物理的安全管理措置							
			15. 技術的な対策の管理									12. 物理的安全管理措置							
			15. 技術的な対策の管理									12. 物理的安全管理措置							
			15. 技術的な対策の管理									11. システム運用管理（通常時・非常時等）							
			15. 技術的な対策の管理									12. 物理的安全管理措置							
			15. 技術的な対策の管理									18. 外部からの攻撃に対する安全管理措置							
			15. 技術的な対策の管理									12. 物理的安全管理措置							
			15. 技術的な対策の管理									8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置							
												8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置							
												8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置							
												8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置							
												8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置							
												8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置							
			15. 技術的な対策の管理									13. ネットワークに関する安全管理措置【遵守事項】							

4. 1 必要な対策項目の概要

4. 安全管理に必要な対策全般

① 法令で署名又は記名・押印が義務付けられた文書において、記名・押印を電子署名に代える場合、以下の条件を満たす電子署名を行うこと。
 1.以下の電子証明書を用いて電子署名を行うこと
 (1)「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を施すこと。なお、これはローカル署名のほか、リモート署名、立会人型電子署名の場合も同様である。
 (2)法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書については、以下の(a)～(c)のいずれかにより、医師等の国家資格の確認が電子的に検証できる電子署名等を用いること。
 (a)厚生労働省「保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門委員会」において策定された準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子証明書を用いて電子署名を施すこと。
 保健医療福祉分野PKI認証局は、電子証明書内に医師等の保健医療福祉に係る資格を格納しており、その資格を証明する認証基盤として構築されている。したがって、この保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子署名を活用すると電子的本人確認に加え、同時に、医師等の国家資格を電子的に確認することが可能である。
 ただし、当該電子署名を施された文書を受け取る者が、国家資格を含めた電子署名の検証を正しくすることが必要である。
 (b)認定認証事業者(電子署名法第2条第3項に定める特定認証業務を行う者として主務大臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。)又は認証事業者(電子署名法第2条第2項の認証業務を行う者(認定認証事業者を除く。)をいう。)の発行する電子証明書を用いて電子署名を施すこと。その場合、当該電子署名を施された文書を受け取る者が、医師等の国家資格の確認を電子的に検証でき、電子署名の検証を正しくすることが必要である。事業者(認証局あるいは立会人型電子署名の場合は電子署名サービス提供事業者をいう。以下「14. 法令で定められた記名・押印の」)
 ② 電子署名に用いる秘密鍵の管理が、認証局が定める「証明書がリシュー」(CP)等で定める鍵の管理の要件を満たして行われるよう、利用者に指示し、管理すること。

① 物理的安全管理対策のうち医療情報及び医療情報システムを保管する場所について、リスク評価を踏まえて、その場所の選定を担当者と協議して検討し、その結果を経営層に報告の上、承認を得ること。なお、選定にあたっては、医療機関等において医療情報システムに関する整備計画等を策定している場合には、これと整合性をとること。

② 個人情報の保存場所及び入力・参照可能な端末等が設置されている区画等への入室管理(鍵取、講明、記録)を行うよう、管理内容を含む規程等を策定すること。医療機関等の施設外からの入力・参照等が可能な端末等についても同様である。

③ 記録媒体及び記録機器の保管及び取扱いについて、運用管理規程を作成し、適切な保管及び取扱いを行うよう関係者に周知徹底するとともに、教育を実施すること。また、保管及び取扱いに関する作業履歴を残すこと。

④ 医療情報システムが情報を保存する場所(内部、可搬媒体)を明示し、その場所ごとの保存可能容量(サイズ)、期間、リスタ、レスポンス、バックアップの頻度や方法を明確にすること。これを運用管理規程に定め、その運用に関係する全員に周知徹底すること。

⑤ 記録媒体の劣化への対応を図るための一連の運用の流れを運用管理規程に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。

⑥ システム運用に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協議して検討すること。特に医療情報システムの脆弱性(不正ソフトウェア対策ソフトウェアやサイバー攻撃含む)への対策に関する項目については、定期的に見直しを図ること。

⑦ 医療機関等において利用するネットワークについて、リスク評価を踏まえてかつその選定を担当者と協議して検討し、その結果を経営層に報告の上、承認を得ること。なお、選定にあたっては、医療機関等において医療情報システムに関する整備計画等を策定している場合には、これと整合性をとること。また、ネットワークの安全性確保を目的とした実装と運用設計を行った場合には、その内容を確認の上、経営層に報告し、承認を得ること。

① 法令で定められた記名・押印のための電子署名について、企画管理編「14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名」に示す要件を満たすサービスを選択し、医療情報システムにおいて、利用できるように措置を講ずること。

① 医療情報及び医療情報システムを保管する場所について、リスク評価を踏まえて、その場所の選定を企画管理者と協議して検討し、決定すること。検討に際しては、医療情報を格納する情報機器や記録媒体を物理的に保護するための施設が、災害(地震、水災、落雷、火災等)及びそれに伴う被害等)に耐えうる機能・構造を備え、災害による障害(枯死等)について対策が講じられている建築物に設置することを考慮すること。

② 医療情報を保管する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュリティ対策への入室管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入監視装置等を設置されていることを確認すること。

③ 個人情報保管されている情報機器等の重要な情報機器には盗難防止を講ずること。

こと。
 - 「非常時のユーザアカウントや非常時機能」の準備を講ずること。
 - 非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにするとともに、もし使用された場合に使用されたことが検知でき、適切な管理及び監査すること。
 - 非常時利用ユーザアカウントが使用された場合、正常解除後は継続使用ができないように変更すること。
 - 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。
 - サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的・物理的に構成が構築されたネットワークを整備すること。
 - 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が及ばない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。

④ 医療情報及び医療情報システムのバックアップは、企画管理者が定める運用管理規程等と整合性がとれる措置とし、確保したバックアップは非常時に利用できるよう、適切に管理すること。

によるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。
 - 攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断
 - 他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の防止のための当該混入機器の隔離
 - 他の情報機器への波及の調査等被害の確認のための業務システムの停止
 - バックアップからの重要なファイルの復元(重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式(追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ装置やネットワークから切り離したバックアップデータの保管等)で確保することが重要である)

⑤ 記録媒体、ネットワーク回線、設備の劣化による情報の読み取り不能又は不完全な読み取りを防止するため、記録媒体が劣化する前に、当該記録媒体に保管されている情報を新たな記録媒体又は情報機器に複写等の情報の保存措置を講ずること。

⑥ システム構築時、適切に管理されていない記録媒体の使用時、外部からの情報受取時には、コンピュータウイルス等の不正ソフトウェアが混入していないか確認すること。適切に管理されていないと考えられる記録媒体を利用する際には、十分な安全確認を実施し、細心の注意を払って利用すること。

② 常時不正なソフトウェアの混入を防ぐ適切な措置をとること。また、その対策の有効性・安全性の確認・維持(例えばパターンファイルの更新の確認・維持)を行うこと。

③ 医療情報システムに接続するネットワークのトラフィックにおける脅威の拡散等を防止するために、不正ソフトウェア対策ソフトウェアのパターンファイルやIDSやセキュリティパッチ等、リスクに対してセキュリティ対策を適切に適用すること。

④ メールやファイル交換にあたっては、実行プログラム(マクロ等含む)が含まれたデータやファイルの送受を禁止し、又はその実行停止の実施、無害化処理を行うこと。なお、保存等や受信待ちファイルの送信等を行う場合、送信側で無害化処理が行われていることを確認すること。

⑤ 情報機器に対して起動パスワード等を設定すること。設定にあたっては製品等の出荷時におけるパスワードから変更し、推定しやすいパスワード等の利用を避けるとともに、情報機器の利用方法等に応じて必要があれば、定期的なパスワードの変更等の対策を実施すること。

⑧ IoT機器を利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。概ね装置等に付属するシステム・機器についても同様である。
 (1) IoT機器により医療情報を取り扱う場合は、製造販売業者から提供を受けた当該医療機器のサイバーセキュリティに関する情報をリスク分析を行い、その取扱いに係る運用管理規程を定めること。
 (2) IoT機器には、製品出荷後にファームウェア等に関する脆弱性が発見されることがある。システムやサービスの特徴を踏まえ、IoT機器のセキュリティ上重要なアップデートを必要なタイミングで適切に実施する方法を検討し、運用すること。
 (3) 使用が終了した又は不具合のために使用を停止したIoT機器をネットワークに接続したまま放置すると不正に接続されるリスクがあるため、対策を実施すること。

によるインシデントに対して、以下の対応を行うこと。
 - 攻撃を受けたサーバ等の遮断や他の医療機関等への影響の波及の防止のための外部ネットワークの一時遮断
 - 他の情報機器への混入拡大の防止や情報漏洩の防止のための当該混入機器の隔離
 - 他の情報機器への波及の調査等被害の確認のための業務システムの停止
 - バックアップからの重要なファイルの復元(重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式(追記可能な設定がなされた記録媒体と追記不能設定がなされた記録媒体の組み合わせ、端末及びサーバ装置やネットワークから切り離したバックアップデータの保管等)で確保することが重要である)

① ネットワーク利用に関連する具体的な責任分界、責任の所在の範囲を明らかにし、企画管理者に対して報告すること。

